

# 台風20号に対する

## 市税の減免措置

台風20号で災害を受けた人たちが、つぎに該当する方は市税の減免があります。

### 〔市民税〕

納税義務者が災害で死亡した場合と、生活扶助を受けることになった場合は、十割

障害者となった場合は、九割

納税義務者（扶養親族を含む）所有の住宅、家財の損害金額（保険金などの補てん金額を除く）が、その住宅、家財の価格の十分の三以上のもので三十八年度中の納税義務者と、扶養親族の合計所得金額が百二十万円以下のもので、39年度の市民税額のうち十月以後の納期にかかる税額について、別表により軽減し、または免除される。

〔固定資産税（家屋）〕

災害を受けた家屋の39年度固定資産税額のうち、12月以後の納期にかかる税額について、つぎのように軽減されまたは免除される。

▽全壊などで家屋の原形をとりださないもの、十割

▽主要構造部分が損傷し、大修理を必要とする場合で、六割

以上の価値を減じたと思われらるもの、八割

▽内壁、外壁、建具など損傷を受け、居住または使用目的を損じ

た場合で、四割以上六割未満の価値を減じたと思われらるもの、六割

た場合で、四割以上六割未満の価値を減じたと思われらるもの、六割

財産に係る被害率	軽減率	税率
3割以上～7割未満	軽減	7割以上
50万円以下	5割	10割
80万円以下	2.6割	5割
120万円以下	1.25割	2.5割

特集・台風20号のつめあと

座談会・台風20号災害とその対策

### 台風20号南国市災害対策本部



災害対策本部を設けその対策をねる市役所

一屋根を飛ばされた黒滝中学校



一取り除かれる倒壊した市庁舎 (建設課)

司会 被害が多いという農作物に対する補償はないか。水稲に対しては農業共済があるが、そ

### 庁舎の建設を

等外米の買上げなど

司会 建設課の

倒壊などがあつたが、庁舎建設を考へていくか。いまさら建設課の庁舎を建てることはやめ、このさい新庁舎の建設をはかりたい。

庁舎建設に要する経費は、記償と自主財源でやらなければいけないが、どこも記償で、ほとんどすましていくようである。

司会 災害の対策として市はどのようなことを考へているか。県や、国に対して強方に働きかけ、復旧に努力したい。また県選出の国会議員を通じて、政治的な活動をおしすすめたい。基本線としてつぎのことを強方に国にうたえる。まず、特別交付税の増額、天災融資法のわ

くを多くしてもらおう。学校など公費施設の査定を早くしてもらおう。住宅金融公庫のわくを大幅に拡大してもらおう。起債や、補助金関係のわくをつくらせてもらおう。規格外米の買上げの実施、再播種用を農産物の確保と助成措置、農業共済金の概算払を早期に実施、農林生産施設の災害復旧に国庫助成の措置を講ずることなどの実現をのぞみたい。

司会 終りになにか、市民に対しておわびといったものを...

▽いままでの台風の常識を破つたもので、災害に対する処置がおそく、万全を期することができなかったため市民に迷惑をかけた、これも台風を甘くみていた結果であり、これを模範として態勢をととのえたい。

家をかわったときは14日以内に市の窓口係へ届出をしましょう

たばこは市内で買ひましよう

久礼田中学校のはがれた屋根、市内の、どの学校にも被害があり、査定を終るのを待ちかねている。



現在高専が使用中

屋根を吹き抜かれた東工実高専(篠原)と散乱した同寮の屋根、四百戸も飛ばされている。(下)

